



宮 崎 県 公 報

平成25年10月3日(木曜日) 第 2528 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則…… (水産政策課) 1		○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令 (自然環境課) 2
告 示		○公有水面埋立ての竣功認可 …… (漁村振興課) 3
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定 …… (障害福祉課) 1		○港湾施設の概要の公示 …… (港湾課) 3
○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定地方公共機関の指定 …… (健康増進課) 2		○港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定 …… (") 4
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (伐倒駆除等) …… (自然環境課) 2		○プレジャーボートを係留させるために専用使用する施設の指定 …… (") 4
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (移動制限・禁止) …… (") 2		公 告
		○土地改良区の定款変更の認可 …… (農村整備課) 4
		○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し …… (管理課) 4
		○公共測量の実施の通知 …… (") 5
		正 誤
		○平成25年9月2日付け県公報 (第2519号) 中 …… 5

規 則

宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年10月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第38号

宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則

宮崎県漁業調整規則 (昭和39年宮崎県規則第23号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(試験研究等の適用除外)	(試験研究等の適用除外)
第45条 この規則のうち、水産動植物の種類若しくは大きさ又は水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗 (種卵を含む。) の供給 (自給を含む。) (以下本条において「試験研究等」という。) のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については適用しない。	第45条 この規則のうち、水産動植物の種類若しくは大きさ、 <u>水産動植物</u> の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習、 <u>増養殖用の種苗 (種卵を含む。)</u> の供給 (自給を含む。) <u>又は藻場及びさんごの繁殖保護</u> (以下本条において「試験研究等」という。) のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については適用しない。
2～5 [略]	2～5 [略]
6 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく <u>その経過</u> を知事に報告しなければならない。	6 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、 <u>その経過</u> を知事に報告しなければならない。
7～11 [略]	7～11 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。
平成25年10月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 584号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、育成医療及び

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
そうごう薬局えびの店	えびの市	薬局	平成25年 10月1日

宮崎県告示第 585号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第7号に規定する指定地方公共機関として、次のとおり指定した。

平成25年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 公益社団法人宮崎県医師会
- 一般社団法人宮崎県歯科医師会
- 一般社団法人宮崎県薬剤師会
- 公益社団法人宮崎県看護協会
- 社会福祉法人恩賜財団済生会支部宮崎県済生会日向病院
- 宮崎瓦斯株式会社
- 一般社団法人宮崎県LPガス協会
- 宮崎交通株式会社
- 一般社団法人宮崎県トラック協会

宮崎県告示第 586号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成25年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
県内一円
 - (2) 期間
平成25年10月7日から平成26年3月31日まで
- 2 森林病虫害等の種類
松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
 - (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
 - (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
 - (3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる処置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長に提出しなければならない。
- (3) 西臼杵支庁又は農林振興局長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

宮崎県告示第 587号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成25年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
県内一円
 - (2) 期間
平成25年10月24日から平成26年10月23日まで
- 2 森林病虫害等の種類
松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
 - 1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。
- 4 命令をしようとする理由
松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。

宮崎県告示第 588号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を

次のように公表する。

平成25年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、日向市及び串間市並びに児湯郡高鍋町及び新富町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、日向市及び串間市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町の役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成25年10月7日から平成26年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合には、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。
- (3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。
- (4) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 589号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

平成25年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 竣功認可年月日

平成25年9月20日

2 竣功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

宮崎県

宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県知事 河野俊嗣

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎県延岡市北浦町市振 556番19、556番21、556番26、556番28の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

地点	地 点 の 位 置		
①の地点	北浦漁港市振防波堤灯台（北緯32度42分13.0秒、東経 131度49分32.3秒）から60度54分22秒140.44mの地点		
②の地点	①の地点から	60度51分08秒	50.39mの地点
③の地点	②の地点から	330度52分57秒	4.71mの地点
④の地点	③の地点から	61度06分51秒	2.01mの地点
⑤の地点	④の地点から	150度48分27秒	4.00mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	60度54分12秒	47.57mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	148度59分25秒	1.50mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	240度52分52秒	100.02mの地点

(3) 面積

123.42㎡

4 埋立免許の年月日及び番号

平成20年7月14日

シレイ 26750-248

5 関係図書を閲覧することができる市町名

延岡市

宮崎県告示第 590号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成25年10月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図面対象番号）	数 量	能 力
平岩港	係留施設	プレジャーボート係留用施設	宮崎県日向市大字平岩21番13地先（C-6-1）	延長 24.00 メートル	水深 1.0メ ートル
	係留	プレジ	宮崎県日向市大字平	延長	水深

施設	ヤーボ ート係 留用施 設	岩21番13地先 (C-6-4)	26.90 メー ートル	1.0メ ートル
----	------------------------	---------------------	--------------------	-------------

宮崎県告示第 591号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の 3 第 1 項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、平成25年11月 1 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年10月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 湾 名 (所在市町村)	放置等禁止区域	放置等禁止物件
平岩港 (日向市)	平岩港港湾区域 同港湾隣接地域の一部、 宮崎県日向市大字平岩21番 13及び同21番14の県有地	船舶

宮崎県告示第 592号

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）別表第 1 及び港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）別表第 1 の 2 の規定により、港湾施設のプレジャーボートを係留させるために専用使用する施設を次のとおり指定し、平成25年11月 1 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び北部港湾事務

所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年10月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 湾 名 (所在市町村)	港湾施設	位 置	施設区分
平岩港 (日向市)	係留施設 プレジャー ボート係留 用施設	宮崎県日向市大字平 岩21番13地先 (平岩防波堤 1)	プレジャー ボート 係留用施 設 E
	係留施設 プレジャー ボート係留 用施設	宮崎県日向市大字平 岩21番13地先 (平岩防波堤 2)	プレジャー ボート 係留用施 設 E

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、上方土地改良区（えびの市）から平成25年 9 月 9 日付で申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年10月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成25年10月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因とな った事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (般-23)第 175号	電産商事(株)	根井 貴章	宮崎県宮崎 市東大淀 1 - 3	一般	電気通信工事業	平成25年 8 月 2 日付で廃 業した旨の届	平成25年 8 月 2 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第1693号	久保設備(株)	坂井 真由美	宮崎県都城市 一万城町 108- 9	一般	建築工事業、大工工 事業、屋根工事業、タ イル・れんが・ブロック 工事業、内装仕上工 事業	平成25年 8 月 27日 "	平成25年 8 月27日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第 627号	(株)木佐貫建設	木佐貫 紀雄	宮崎県北諸 郡三股町 大字樺山41 85- 7	一般	建築工事業、大工工 事業、管工事業	平成25年 8 月 29日 "	平成25年 8 月29日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第6426号	秋本産業(有)	秋本 ツタエ	宮崎県西臼 杵郡五ヶ瀬 町大字鞍岡 3929- 3	一般	管工事業	平成25年 8 月 5日 "	平成25年 8 月 5 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第2759号	(有)長友忠男建設	長友 忠男	宮崎県宮崎 市大字浮田 985- 16	一般	土工事業、建築工 事業、大工工事業、とび ・土工事業、鋼構造 物工事業、ほ装工事業 、水道施設工事業	平成25年 8 月 5日 "	平成25年 8 月 5 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第 666号	(有)瀬之口建設	瀬之口 英信	宮崎県宮崎 市田野町乙 9391- 7	一般	土工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業 、水道施設工事業	平成25年 8 月 20日 "	平成25年 8 月20日 (全廃業)

宮崎県知事許可 (般-24)第3957号	(株)谷口工業	谷口 紘幸	宮崎県宮崎 市大塚町大 坪2544	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	平成25年 8 月 22日 "	平成25年 8 月22日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第 12426号	浅草工業所	浅草 博幸	宮崎県都城 市平塚町40 57- 4	一般	左官工事業	平成25年 8 月 12日 "	平成25年 8 月12日 (全廃業)

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、九州防衛局長から次のとおり通知があった。

平成25年10月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（3級基準点測量外）
- 2 作業地域
児湯郡新富町内
- 3 作業期間
平成25年 9 月13日から平成25年11月29日まで

正 誤

平成25年 9 月 2 日付け県公報（第2519号）中

ページ	段	行	誤	正
2	左	14	4050- 5	4050- 5（次の図に示す部分に限る。）
2	左	19		（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

--	--